

宮崎県外国人介護人材受入施設等環境整備事業に係る Q & A

<事業全般>

Q1. 補助上限額が200千円（1施設あたり）とあるが、1つの法人から複数施設分の申請ができるか。

A1. 可能です。
ただし、予算の都合上、申請数等を調整いただく場合があります。

Q2. 外国人介護職員の在留資格に制限はあるか。

A2. 全ての在留資格が対象となります。
申請者の介護施設と雇用関係にあれば、留学生のアルバイト等に係る取組も補助対象とします。

Q3. 今後、雇用予定の外国人介護職員に対する取組も対象となるか。

A3. 補助対象とします。交付申請時に雇用予定が確かであることが分かる書類、実績報告時に就労を開始したことが確認できる書類を御提出ください。
なお、実績報告時に就労を開始していないことが判明した場合は、補助対象外とします。

Q4. 過年度に開始した取組に係るもので、今年度中に継続して発生している経費は本事業の補助対象となるか。

A4. 補助対象とします。ただし、過年度中に発生した経費は補助対象外です。

Q5. 添付資料「購入した物の写真（物品購入の場合のみ）」は、一部だけでよいか。

A5. 購入したものの数を確認するため、基本的には全て撮影し提出してください。

Q6. 本補助金を活用して導入した機器等について、処分の制限はあるのか。

A6. 本補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに聞く及びその他の財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められた耐用年数を経過するまで知事の承認を受けないで、この事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはいけません。

<外国人介護職員とのコミュニケーションを促進する取組>

Q7. コミュニケーションを促進する取組として、スマートフォンやタブレットを購入することは補助対象となるか。

A7. 本補助事業の目的にのみ使用することが明確である場合にのみ補助対象とします。

Q8. 日本語能力試験（JLPT等）の受験料や会場までの旅費は補助対象となるか。

A8. 補助対象とします。

<外国人介護職員の介護福祉士の資格取得に必要な取組>

Q9. 介護職員初任者研修や介護福祉士実務者研修の受講料や教材費及び旅費は補助対象となるか。

A9. 介護福祉士の資格取得を目指すことを前提としたものであれば補助対象とします。

Q10. 介護福祉士養成施設（専門学校）の授業料は補助対象となるか。

A10. 補助対象外とします。

<外国人介護職員の生活支援に必要な取組>

Q11. 外国人介護職員の生活支援として、外国人介護職員が居住するアパート等の家賃や光熱費は補助対象となるか。

A11. 生活に必要な物品の購入や光熱水道費等の継続的に発生する経費は補助対象となりませんが、外国人介護職員の受入れ初年度に限り、家賃及び寮の修繕費について補助対象とします。

Q12. 施設が原付バイクや自転車を購入し外国人介護職員に貸与する場合に、その購入費用は補助対象になるか。

A12. 補助対象とします。

施設管理者は、外国人職員に係る自転車保険への加入や外国人職員に対する交通法規の遵守等の指導を適切に行う必要があります。

※自転車に限らず、保険への加入義務等が求められる物品の購入において同様の取扱いとします。

※ロードバイク等の嗜好性が高いものは補助対象外とします。

Q13. 職員又は地域住民との親睦を深めるため、飲食を伴う交流会を行った場合は対象となるか。

A13. 食糧費を除いた部分のみ補助対象とします。

Q14. 外国人介護職員の人件費は対象になるか。

A14. 補助対象外とします。

Q15. 外国人介護職員を受け入れるにあたっての監理団体等への手数料は対象になるか。

A15. 補助対象外とします。

Q16. Wi-Fi の設置費用や利用料は補助対象となるか。

A16. 設置した Wi-Fi は、本事業の目的以外でも容易に利用が可能であるため、補助対象外とします。

<その他>

上記に記載のないもの等、補助対象となるか不明な場合は、県まで御相談ください。

(令和6年4月1日時点)